介護保険福祉用具購入費の支給申請方法

在宅の要支援・要介護認定者が、自立した日常生活の助けとするため、対象の福祉用具を購入する場合、いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度10万円を上限に利用者負担の割合分を差し引いた額を支給します（償還払い）。

１　対象となる福祉用具

・腰掛便座

・自動排泄処理装置の交換可能部品

・排泄予測支援機器

・入浴補助用具

・簡易浴槽

・移動用リフトのつり具の部分

令和６年４月から下記の福祉用具は、貸与または購入を選択できます。

・固定用スロープ

・歩行器

・単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

２　福祉用具購入費支給申請について

◎必要書類

・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（Word：33KB）

　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（PDF：118KB）

・領収書の原本

・カタログ等の写し

お問い合わせ先

保健福祉課　介護保険係

電話0240-23-6102